

第1編 景観計画に関する基本的事項**第3章 景観特性・個性****2. 類型ごとの景観特性と目標**

リニア駅周辺区域は新しい類型になると考えられるため、区域等考慮する中で検討していきます。

第5章 施策の推進に関する基本方針（飯田市景観条例第3条関係）**第2節 特性を生かした景観の育成****4. 新たな景観の育成****(1) 天龍峡**

天龍峡再生計画及び三遠南信自動車道天龍峡インターチェンジ周辺の整備計画の策定に併せ、この地域を景観育成特定地区として指定し、名勝天龍峡の活用とともに新たな景観の育成を推進します。

(2) 川路・竜丘地区

川路、竜丘両地区の地区計画との調整を図るとともに、これらの地区整備計画に基づき、新たな景観の育成を推進します。

(3) 山本地区

三遠南信自動車道飯田山本インターチェンジの供用開始に併せ、この地区を景観育成特定地区として指定し、新たな景観の育成を推進します。

(4) リニア駅周辺区域

リニア中央新幹線開通を見据え、良好な景観の育成を推進します。

第4節 広域的な景観の育成

景観の育成は、広域的な取り組みが不可欠となるため、長野県及び下伊那地域景観協議会等と連携して取り組みます。

また、長野県の南の玄関口、三遠南信地域の北の玄関口として当地域にふさわしい景観の育成に努めます。これらは広域的視点に立っても取り組みます。

第3編 景観の育成の方策**2. 土地の有効利用****(3) 空き家・空き地など**

- ・ 空き家・空き地などの情報を一元化し、情報を発信することその他の施策を展開し、建物や土地等の有効利用を図ります。
- ・ 管理不全の状態となった又は老朽危険化した空き家については、リニア中央新幹線開通を見据えたまちづくりを進める上で景観の阻害要因となることから、地域や関係機関等と連携してその解消に取り組みます。

この変更の際し、市が実施した手続きは次のとおりです。

- ・平成 25 年 5 月 1 日～5 月 30 日 パブリックコメント実施
- ・平成 25 年 6 月 24 日 土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申